宮古島市 子どもの権利と子育て支援に関する条例（仮称）づくり

中間報告

令和8年11月4日

宮古島市 子育て支援課／運営：株式会社シグマ

「大切にされた」と感じた日のことを、覚えていますか。

話を最後まで聞いてもらえた。どんな自分でも、受け入れてくれた。
そんな記憶を胸に、この島の子どもたちに育ってほしい。

子どもは、そばにいる大人の表情や言葉を、とてもよく見ています。
「いそがしそうだから。どうせ言っても、ダメって言われちゃう」
「つかれてるみたい。今日は、だまっておこう」
大人を思うやさしさと、小さなあきらめ。
そうして少しずつ、自分の気持ちを話さなくなっていきます。

子どもが「大切にされている」と実感できる島になるために。

子どもを大切に思う大人の気持ちも、島のみんなで支えていきたい。
「親なんだから」ではなく、「いっしょに育てよう」と言い合える島に。

この条例が、誰かを責めるためではなく、
子どもも大人も「大切にされている」と感じられる明日をつくる道具になりますように。
そんな願いをこめて、いま、みんなでつくっています。

目次

01 **プロジェクト基本情報**
なぜ条例をつくるのか／使える条例／3つの理念／組織体制／8つの業務／スケジュール

02 **活動実績**
全体像／ここまでに出てきた声／8つの業務を数字で見る（各会議・アウトリーチの詳細は参考資料）

03 **検討内容**
条例の構成イメージ／前文・第1章〜第6章の検討状況／大切にしている論点

04 **これから**
今後の進め方と、意見の届け方

01 プロジェクト基本情報

プロジェクト基本情報

なぜ条例をつくるのか

宮古島市は令和7年4月に「子育て応援宣言」を行い、「日本一子育てのしやすい島」を目指しています。
その実現のため、子ども自身の権利と、子育てを支える仕組みの両方を定める条例をつくります。

- きっかけは市長公約**「少子化対策」「子どもの健やかな成長」**
- 子どもの割合は大きく減少（市資料：41%→16%）
- 「子育て支援＝保護者支援」だけでは足りない
- 憲法・子どもの権利条約・こども基本法（2023年施行）の理念をもとにする
- 子ども・保護者・支援者が**自分たちの手で**文案づくりに関わる



目指すのは「使える条例」

全国の子どもの権利条例の多くは理念を書くにとどまり、実際に何が変わったかが見えにくいと言われています。
宮古島市は「理念条例にしない」ことを方針に掲げ、次の3つを軸に据えた「使える条例」を目指しています。

① 困りごとと条文が結びつく

- 子どもの困りごとが、条例のどこに書いてあるかがわかる
- 例：「全てが連帯責任で、何もしていない人も同じように叱られて困っている」→どの条文を見ればいいかわかる

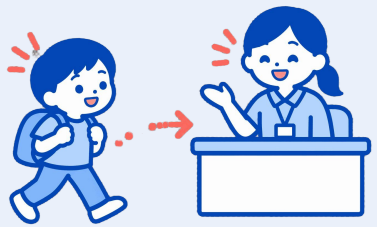
→ つくる過程で、困りごとと条文を照らし合わせてカバーする



② 困ったときに行動できる

- 条文に書いてあるだけで終わらせない
- どこに相談するか、窓口はどこかがわかり、子ども自ら実際に行動できる

→ つくる過程で、子どもが使える形になっているかを確かめる



③ 多くの市民が知っていて使える

- 市民会議のメンバーだけでなく、多くの市民が条例を知っている
- 使い方までわかっている

→ つくった後の周知活動が肝。シンポジウムや来年度以降の取り組みにつなげる



プロジェクト基本情報

条例を支える3つの理念

子どものウェルビーイング、親のウェルビーイング、社会全体で支えること。この3つの理念が土台となり、その上に条例が成り立っています。

子どもの権利と子育て支援に関する条例（仮称）

子どものウェルビーイング

- 子どもの権利
- 健やかな育ち
- 意見を聞いてもらえる

親のウェルビーイング

- 豊かな子育て
- 孤立しない
- 頼れる先がある

社会全体で支える

- 自己責任論からの脱却
- 地域・学校・行政の役割
- 子育てを島みんなで

プロジェクト基本情報

組織体制

子育て支援課を事務局とし、市民会議／専門家会議／子ども・子育て会議が連携して進めています。
庁内では市長をトップとする政策推進本部を立ち上げ、「全庁で連携できる条例」をめざして取り組んでいます。

専門家会議

助言する

法務・権利・福祉・教育の専門家 5名
進め方や条文の中身に、専門の目から助言する

子ども・子育て会議

現場から確かめる

教育・保育・福祉・地域などの委員 15名
条例が現場の施策とつながるかを確かめる

まん中の場

市民会議

条例の中身を考える

こども委員 15名
おとな委員 7名

庁内（政策推進本部）

施策につなげる

市長をトップに、作業部会・担当者連携会議
「全庁で連携できる条例」をめざす

子ども条例事務局

運営し、つなぐ

子育て支援課（運営：株式会社シグマ）
会議の運営・意見の収集・情報発信

子どもの権利・子育て支援条例づくりを進める8つの業務

① 市民会議の運営



子どもと大人が対話を重ね、未来への願いや地域課題を整理し、条例素案づくりにつなげる。

実施回数：10回

対象：子ども委員15名 おとな委員7名

対話／声の整理／条例素案づくり

② 専門家会議の運営



専門的な知見から条例づくりを支え、条例素案の質の向上に貢献する。

実施回数：4回

対象：専門家5名

助言／妥当性確認／質の向上

③ 子ども・子育て会議の運営



現場の声や実態を共有し、市民会議だけでは見えにくい課題や視点を条例素案に反映する。

実施回数：3回

対象：現場関係者15名

現場の声／実態共有／支援の視点

④ 出向く意見収集（アウトリーチ）



市民会議だけでは拾いきれない、多様な子どもや家庭、現場の声を集め、条例素案に幅広い視点を反映する。

実施回数：必要に応じて実施

対象：学校・福祉施設・子どもの居場所・支援団体 等

※ アンケート実施も検討中

届けにくい声／現場訪問／多様な視点

⑤ 中間報告



集まった市民の声や条例づくりの進捗を広く共有し、透明性を確保しながら、議会・市民との対話を通じて条例の質を高める。

実施回数：2回

対象：一般市民・市議会議員

進捗共有／透明性／対話

⑥ オープンハウス型意見交換会



条例素案を展示し、市民が気軽に内容を確認し、対話できる場をつくる。

実施回数：5日程度

対象：一般市民

展示／対話／参加機会

⑦ パブリックコメント



条例素案を広く公開し、市民一人ひとりから幅広く意見を募集する。

実施期間：約4週間予定

対象：一般市民

オンライン公開／意見募集／反映検討

⑧ 多角的な情報発信



条例づくりの過程や市民の声を継続的に発信し、市民が進捗を知り、参加できる環境をつくる。

実施期間：事業期間中を通じて実施

対象：一般市民

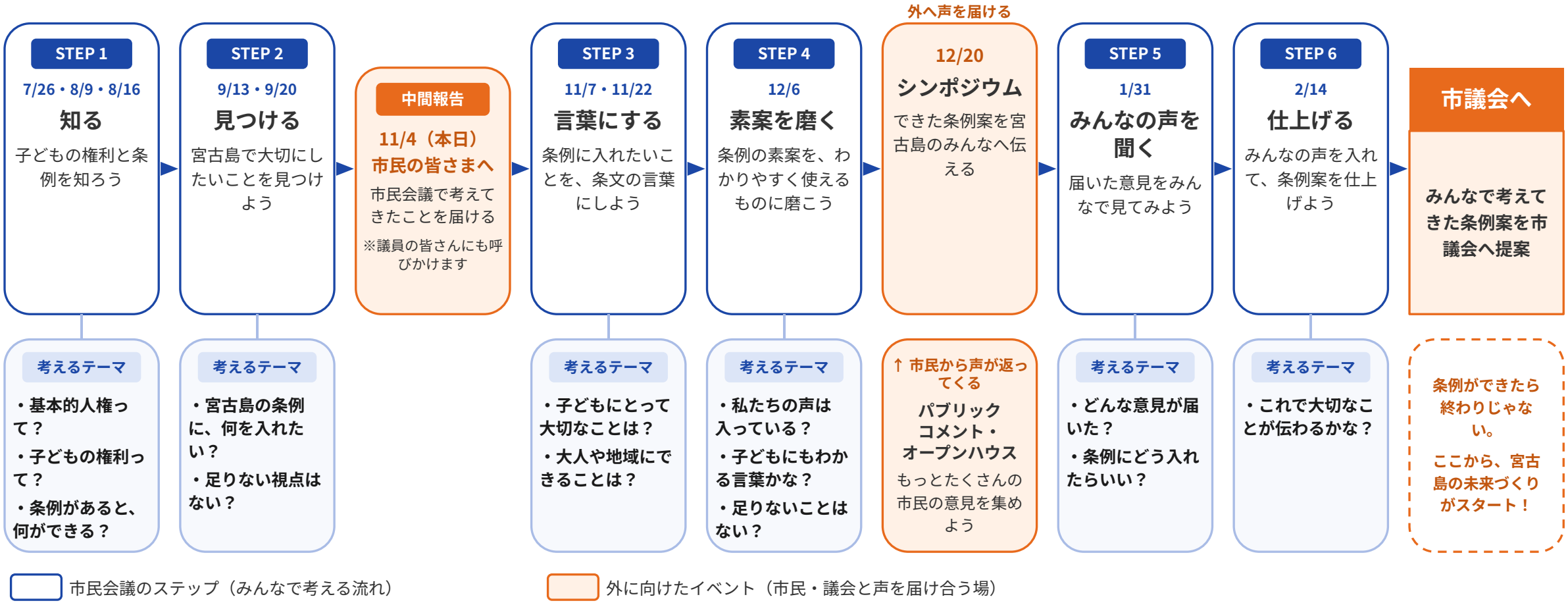
見える化／継続発信／参加促進

市民の声・専門的知見・現場の実態を重ね合わせ、子どもを真ん中にした条例づくりへ

プロジェクト基本情報

使える条例をつくるまでの道のり

知るところからスタートして、みんなの声を少しずつ条例のカタチにしていきます。



02 活動実績

活動の全体像 —— 条例素案ができるまで

声を集めて話し合いながら、「なんでかよ」を権利名・支援策へ、そして条文へと形にしています。

1 声を集めて、話し合う

市民会議でも現場でも、声を集めながら同時に話し合う

市民会議（市民委員の声）

5回 開催

7/26〜9/20（全10回のうち）

- 委員：こども15名・おとな7名
- 「知る」3回 →「見つける」2回

アウトリーチ（現場の声）

10件＋

現場でのヒアリング（7月〜）

- 話題にのぼった課題 142

→ 7つの論点にまとめた

くわしくは 参考資料 P36〜43

くわしくは 参考資料 P47・48

2 確かめる

専門家・現場・市役所が確かめ、支える

専門家会議	**法律・福祉の目で助言** 専門家5名・2回開催
子ども・子育て会議	**現場の目で確かめる** 委員15人・1回開催
庁内会議	**市の施策につなげる** 関係課長 23課・24人

くわしくは 参考資料 P44〜46・49

3 届ける

市民に広く伝え、意見をもらう

- **中間報告**
  本日（11/4）
- **オープンハウス型意見交換会**
  12〜1月
- **パブリックコメント**
  12〜1月
- **情報発信**
  LINE・広報・新聞・ブログ 18回

これからの予定は P33

条例素案のつくり方

（市民会議の手順）

手順1　第1回〜

なんでかよを出す

日常の「これ、なんで？」をカードに書き出す

70枚

手順2　第5回〜

権利名をつける

守ってほしいことを権利の言葉にする

50以上

手順3　11/7〜　次はここ

支援策を考える

権利を守るために必要な支援を考える

手順4　12/6

条文にする

権利と支援策を、条例素案の言葉にまとめる

素案

手順5　1/31・2/13

前文を考える

条例にこめる思いを、みんなの言葉にする

活動の中から、こんな声が出てきました

市民会議の「なんでかよ」と権利名、アウトリーチで見えてきた課題。この3つが、条例の中身を考える材料になっています。

市民会議から　なんでかよ → 権利名

なんでかよ 70枚

子どもたちがつけた権利名 50以上

「言おうとすると、言い終わる前に大人が話しはじめて、最後まで話せない」	最後まで私の話を聞いてよ権利
「やっていない人まで一緒に怒られる「連帯責任」がある」	平等じゃなくて公平に接される権利
「お泊まり会が「何か問題が起きるかもしれない」という理由で、学校から一律禁止される」	青春を楽しむ権利

例は一部。場面ごとの一覧は P19、カード一覧は 参考資料 P38

アウトリーチから　7つの論点

話題にのぼった課題 142

1. 保護者だけに責任を背負わせない
2. 自尊感情・自己肯定感・愛着形成の土台づくり
3. 経済的困難さ（食事・体験・移動）
4. 不登校のこどもの居場所と社会とのつながり
5. 発達に課題のあるこどもたち
6. スマホ利用の影響
7. 性教育関連の相談体制

くわしくは 参考資料 P48

これらを材料に、条例の中身を検討しています

第2章 子どもの権利　第3章 具体的な施策　第4章 相談・救済

活動実績

これまでの活動を数字で見る

7月から、8つの業務に沿って、市民会議・アウトリーチ・専門家会議などで多くの方と対話を重ねてきました。

① 市民会議の運営

5回

開催（7/26〜9/20）／全10回

- こども委員 15名
- おとな委員 7名
- 守ってほしい権利 50以上
- なんでかよカード 70枚

② 専門家会議の運営

2回

開催（6/16・10/5）／全4回

- 専門家5名
- 第3回 12/14（予定）

③ 子ども・子育て会議の運営

1回

開催（7/2）／全3回

- 現場の関係者15名
- 第2回 12月中旬（予定）

④ 出向く意見収集（アウトリーチ）

10件＋

ヒアリング（7〜8月）/11月頃まで

- 話題にのぼった課題 142
- 9月以降も継続中

⑤ 中間報告

本日

第1回（11/4）／全2回

- 第2回は12月予定

⑥ オープンハウス型意見交換会

これから

12〜1月・5日程度

- 条例素案を展示し対話

⑦ パブリックコメント

これから

12〜1月・約4週間

- 条例素案を広く公開

⑧ 多角的な情報発信

18回

事業期間を通して実施

- LINE配信 ６回
- 広報みやこじま３回
- 新聞掲載 ４件／ブログ ５本

03 検討内容

検討内容

条例の構成イメージ

章	主な内容	検討状況	いま考えていること
前文	宮古島らしい言葉で、条例に込める想い	これから（島の「いいところ」集めを開始）	条文を先につくり、前文は最後にまとめる
第1章 総則	目的／定義／基本理念／基本的な役割（行政、学校、保育所、民間事業者）	これから	子どもの権利条約の4つの一般原則を本文に書く。住民に「義務」を突きつける書き方はしない
第2章 子どもの権利・具体的な権利	子どもが守ってほしい具体的な権利	**● 今ここ：こども委員が50以上の案を書き出し、整理中**	憲法の権利（自由権・社会権など）と結びつけて小タイトルを整理する案もある
第3章 具体的な施策	保護者・支援者への支援を含めた市の責務や施策	**● 今ここ：おとな委員がアイデア出し中**	保護者を責めずに支える。学校・保育所・先生への支援も書き込む
第4章 相談・支援体制と救済機関	相談・支援体制と救済機関のつなげ方、実行化	**● 今ここ：第5回で議論を開始**	多様な窓口から「自分たちで解決→つなぐ→救済」の段階で整理。重大なケースには寄り添う専門家を
第5章 条例の実施の検証	条例が使われているかを確かめ、見直す仕組み（要確認）	これから	毎年見直し、子どもの声と市民の目で確かめる
第6章 基金の設置	基金の目的・使い道（要確認）	これから	財政課と技術的な検討を進める

■ ピンク：第5回（9/20）で集中的に話し合った章　● 今ここ：いま中身を考えている章。各章の詳細は次ページ以降

前文

前文は、宮古島らしい言葉で、この条例に込める想いを書く部分です。どのような構成にするか、要素を書き出していきます。

これまでに出ている声・材料

- 宮古島の「いいところ」を集めて、前文に入れ込む（オープンチャットで募集）
- 第4回：前文は日本語がやさしく、子どもの気持ちに寄り添う表現がいいという声（参考：泉南市 ）
- 条例を支える3つの理念（子どものウェルビーイング／親のウェルビーイング／社会全体で支える）
- 専門家：「子ども憲章」のような思いの部分と、権利の規定は分けて整理した方がいい（林氏）
- 専門家：本文ができてから、最後に検討しても良いのでは（鈴木氏）

いま考えていること

- （例）なぜこの条例をつくるのか
- （例）宮古島の子どもたちから大人たちへのメッセージ
- （例）宮古島の子どもたちへの想い
- （例）島のいいところ・大切にしたいこと
- 条文を先につくり、前文は最後にまとめる
- 子どもの権利条約の一般原則は、宣言で終わらないよう、前文ではなく本文に書く（第2回専門家会議 林氏）

第1章　総則

条例の目的、言葉の意味（定義）、基本理念、それぞれの基本的な役割を定める部分です。

これまでに出ている声・材料

- 目的／定義／基本理念／基本的な役割（行政、学校、保育所、民間事業者）
- 条例を支える3つの理念を、基本理念のもとにする
- 子ども・子育て会議：市役所・教育・親、それぞれの役割を示す条例に
- 第5回：「行政は、地域の子どもと大人をつなぐ役割であってほしい」という声（役割の定義に入りそう）
- 第5回：学校・保育所の役割の定義も、おとな委員から出ている
- 保護者の役割を書く場合も、保護者自身が地域で支えられ、支援を受けられることを合わせて書く例がある（草加市の条例案。第2回専門家会議で林氏が紹介）

いま考えていること

保護者だけに責任を負わせず、社会全体で支えていく方向で考えています。

理由は2つです。

① そもそも子どもを中心に考えると、自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育むことが大切。多くの大人と関わり、選択肢や考え方を身につけることが重要では。だからこそ、社会全体で育てる必要がある。

② アウトリーチから、家庭に課題がある場合が多いとわかってきた。子育てを家庭の責任にすると救えなくなる。子ども全員を対象にするため、社会全体で守り育てることが求められるのでは。

第2回専門家会議（10/5）で出た意見

- 子どもの権利条約の4つの一般原則（差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存・発達、子どもの意見の尊重）を本文に書く（林氏）
- 住民に「義務がある」と突きつける書き方はしない（鈴木氏）

第2章　子どもの権利・具体的な権利

こども委員は、日常の「なんでかよ」から、宮古島に必要な権利を50以上書き出しました。今回はそれを、困りごとが起きた場面（家庭、学校や部活、地域や社会、島ならではの進学）ごとに分けてみました。その一部を紹介します。

家庭（18件）

最後まで私の話を聞いてよ権利
「言おうとすると、言い終わる前に大人が話しはじめて、最後まで話せない」
〔自分の気持ちを、さいごまで話したい〕

なぜ土日でしかゲームをできないかを説明される権利
「大人は夜中までゲームや動画を見ているのに、子どもは土日だけと決められる」
〔「なんで？」の答えを知りたい〕

どのような家庭環境であっても、必要な支援を受けてお腹いっぱい食べられる権利
「食べられない日が続いた高校1年生（ケースカード）」
〔からだも心も元気でいたい〕

学校・部活（30件）

平等じゃなくて公平に接される権利
「やっていない人まで一緒に怒られる「連帯責任」がある」
〔ひいきや決めつけなしで、見てもらいたい〕

皆が納得できる理由も伝えて欲しいよ権利
「生徒会でスクールパーカーを提案したら、話し合う前に「無理でしょう」と否定される」
〔「なんで？」の答えを知りたい〕

青春を楽しむ権利
「お泊まり会が「何か問題が起きるかもしれない」という理由で、学校から一律禁止される」
〔ほっと休んだり、遊んだりしたい〕

地域・社会（15件）

遊び場が保障される権利
「騒音の苦情が出たという理由で、子どもが公園を使わせてもらえなくなる」
〔ほっと休んだり、遊んだりしたい〕

性別関係なく好きなものを身につけて良い権利
「男の子がピンクを好きになったらダメだと言われる」
〔わたしは、わたしのままでいたい〕

自分の意見を伝えたり、変えたりできる権利
「何度言っても変わらないと、だんだん意見を言わなくなってしまう」
〔自分の気持ちを、さいごまで話したい〕

島ならでは（進学）（7件）

離島の子は待つことしかできないから大学側がどうにかしてよ権利
「離島だからという理由で大学からの案内が遅れて届き、締切がギリギリになる」
〔島にいても、お金がなくても、あきらめたくない〕

お金の事情によって、自分のやりたいことを制限されない権利
「給付型の奨学金の種類が少なく、借りる選択肢しか残らない」
〔島にいても、お金がなくても、あきらめたくない〕

教育を受ける権利
「オープンキャンパスに行くのに飛行機代がかかり、気軽に見学に行けない」
〔安心して学びつづけたい〕

※ 件数は、場面ごとの「なんでかよカード」の枚数（全70件、参考資料 P38）。太字は子どもたちがつけた権利名、「」はもとになった困りごと、〔〕は10の小タイトル。

権利のまとまりを、憲法の権利と結びつけて整理する案

専門家のアドバイスをもとに、10の小タイトルを憲法の権利と結びつけて整理する考え方もあります。
※ 考え方の一つとして示す案で、決まったものではありません

この考え方で整理した場合のイメージ（小タイトルは仮案）

【自由権】「わたしのことを、かってに決めたり、しばったりしないで」
→ 自分のことは自分で決めたい／わたしは、わたしのままでいたい

【社会権】「安心して育ち、学び、休めるように、ささえてほしい」
→ ほっと休んだり、遊んだりしたい／安心して学びつづけたい／からだも心も元気でいたい／家族みんなで、安心してくらしたい

【平等】「だれとも分けへだてなく、大切にしてほしい」
→ ひいきや決めつけなしで、見てもらいたい／島にいても、お金がなくても、あきらめたくない

【参加】「わたしの声を聞いて、いっしょに考えてほしい」
→ 自分の気持ちを、さいごまで話したい／「なんで？」の答えを知りたい

【請求権】「こまったときは、助けをもとめていい」
→ 第4章「相談・支援体制と救済機関」につなげる

第2回専門家会議（10/5）で出た意見

- 「気持ちを最後まで話したい」のようなラベルだけでは、意見表明の権利とのつながりが見えにくい。どの権利に紐づくかを見えるようにする（糸数氏）
- 自由権は「〜しないで」、社会権は「〜してください」。請求権は救済の章（第4章）とつなげて考えられる（寺田氏）
- 大人と子どもで「中核」の感じ方が違うこともある（寺田氏）
- 世田谷区は「社会から守られ、支援を受ける権利」のように具体的な言葉で整理している。子どもの権利条約の子ども向けの訳文も参考になる（林氏・糸数氏）
- 海や自然、居場所など、宮古島の子どもにとって大事なものも入れていく（鈴木氏）

権利名や小タイトルをつけていくための3つのポイント

書き出した50以上の権利に、権利名や小タイトルをつけて条文として使える形に整えるため、次の3つを大切にしていきます。

POINT 1 権利を整理する

憲法の権利（～しないで／～してなど）と結びつける案も参考に、中核的か周縁的かを市民委員と一緒に考える

→ 整理の案は前ページ、「権利のまとまりを、憲法の権利と結びつけて整理する案」を参照

POINT 2 子どもにわかる言葉に

小学生でもわかる「かっこ書き（小タイトル）」の表現を、子どもの権利条約の子ども向けの訳文も参考に、市民委員と一緒に磨く

POINT 3 届きにくい声も入れる

会議に来られない子どもや家庭の声（アウトリーチ）も、「子どもの権利」や「具体的な施策」に反映させていく

第3章　具体的な施策

保護者・支援者への支援を含めた、市の責務や施策を定める部分です。右側の「抱えている問題」を解消する動きを、
左側の「市がやること」としてどんどん具体化していきます。

市がやること

- 保護者・支援者への個別の状況に応じた市による支援
- 国や県との連携
- 広報・啓発
- 教育・研修機会の提供
- 相談支援体制づくり
- こども・若者の居場所・遊び場づくり
- 市行政施策へのこども意見の反映
- **大人も、ふらっと話せる窓口づくり**
- **祖父母以外の預け先・居場所づくり**
- **経済面に左右されない小中学生の部活動参加**
- **学校・保育所・先生を支える**

解消

支援機関（学校・保育所・学童など）が抱えている問題

- 学校の業務が多く、一人ひとりと向き合う時間が限られている
- 学校の中でやることと、外部に頼ることを分けたい（例：部活動や検定の手続きを学校外に。）
- 保育の現場で変化に気づいても、家庭の背景までは見えない
- 夏休み明けに体重が減る子がいる
- 子どもが頼りにしている先生ほど抱え込み、辞めてしまう

保護者・家庭が抱えている問題

- 島はコミュニティが狭く、相談すると誰の親戚かわかってしまう
- 家庭を責めずに支えてほしい（親を傷つけない支援）
- 移住者やUターンの人が輪に入りにくい
- 経済的な問題により、子どもの学ぶ機会や挑戦する機会に差が出てしまう
- 発達障害がある子の支援先が少なく、家庭で抱え込んでしまう

家庭（保護者）への支援だけでは課題の連鎖（貧困など）を断ち切れないとき、学校や第三の居場所などで多様な大人と関わることが重要

第4章　相談・支援体制と救済機関

権利が守られていないとき、どこに相談し、どう救済につなげるか（つなげ方・実行化）を定める部分です。
検討状況：議論を開始（第5回 9/20〜）。第2回専門家会議（10/5）の意見は次ページ

これまでに出ている声・材料

- 顔を見ずに相談したい、相談に行ったことを知られたくない
- 身近な相談：チャット・LINE、年の近い相談相手、学校の中の窓口
- 島の外の窓口：知られずに相談できる、県外の窓口や民間団体と連携
- 救済機関：子どもと学校の両方の話を聞き、調整をしてくれる第三者の仕組み
- つなぐ人：関係者の間を調整し、権利の実現につないでくれる人
- 第4回：相談先は、どの条例もハードルが高いという気づき
- こども110番の家（県内では「太陽の家」）のように、普段から相談できる場所・人がいるといい

声の背景にある想いや願い

- 距離が近い宮古島では、「そういう課題を抱えている」と見られたくないというスティグマがある
- 親戚や関係性が濃い島の特性をふまえ、子どもも大人も相談しやすい仕組みが必要
- 普段から気軽に関われる大人がいることが大切。対話の中で悩みを言葉にでき、権利侵害があればその大人が救済機関につなぐ、というステップが必要では
- 顔を見て／見ないで、オンライン／オフラインなどニーズは多様。子どもにとって選択肢が多いことが大事

子どもが頼れる相談・救済のかたち

第2回専門家会議（10/5）で出た意見をもとに、11月以降の市民会議で子どもたちを含む委員と一緒に形にしていきます。
※ 議論の方向で、決定事項ではありません

相談の入り口を多くし、本人が選べるようにする

- 「ここ1つ」で頼れる機関をつくるのは難しい。LINE、対面、島の外の窓口など選択肢を多く用意し、本人が選べるようにする（寺田氏）
- 人の出入りが多い場所に紛れる、裏口を設けるなど、相談に行ったことが見えにくい工夫を（寺田氏）
- 図書館や保育所の空き部屋など、子どもがいても不自然でない場所を相談のときだけ借りる。保健室の中にカウンセラー室の入口をつくる（林氏）
- 保育所・学校・市役所など、どこからでもつながれる「ポスト」をたくさんつくる。島の外（県など）の救済機関も使えるようにする（鈴木氏）

救済につなげる段階と、守りを厚くする場面

- 「自分たちで解決する→適切な窓口につなぐ→救済として実効性を持たせる」の段階で整理する（鈴木氏）
- なんでも行政の「サービス」にしない。どんなときに救済機関が必要なのかを、こどもと一緒に考える。自分たちのまちのことをみんなで考えて作ったり決めたりすることで、民主主義を育てていくことも大切。（糸数氏）
- オンブズパーソン（第三者の救済機関）を置くなら、扱う範囲をはっきりさせる（糸数氏・鈴木氏）
- 性被害やDVなど、命や尊厳が深く傷つくケースでは、子どもに寄り添う専門家（子どもの代理人）を必ずつける（鈴木氏）
- 子どもの相談先になっている先生を支える。学校・保育所への支援も書き込む（鈴木氏・寺田氏）

第5章　条例の実施の検証

条例がきちんと使われているかを、子どもの声で確かめ、見直していく仕組みを定める部分です。検討状況：これから

これまでに出ている声・材料

- つくって終わりではなく、毎年見直して追加していく（第5回）
- 指標を立て、子どもの意見で検証する
- 完璧な条例はつくれないので、定期的に見直しながら宮古島に合う形に（子ども・子育て会議）
- 条例をつくったところがスタート地点。実効性と循環を目指す（専門家会議）
- 具体的な権利は今回だけで出し切れない。施行後も加筆・追加など、常に見直しが必要

いま考えていること

- 検証の際に、市民の目を入れることが大切
- 検証結果を公表する
- 形式的な「検証シート」などではなく、現場の子どもや家庭にどのように変化したかを捉えられるような仕組みにしたい

次の一歩：12月20日のシンポジウムまでに素案にする

第6章　基金の設置

条例の取り組みを支えるための基金について定める部分です（要確認）。検討状況：これから

これまでに出ている声・材料

- 予算の裏付けを、どう条例に組み込むか（専門家会議 第1回）
- 規制ではなく、支援体制の強化や予算措置も含めた形を目指す（子ども・子育て会議 第1回）
- 基金の目的・使い道を明確にする必要がある

いま考えていること

- 財政課と技術的な検討が必要

次の一歩：12月20日のシンポジウムまでに素案にする

対話を進める上でのポイント

条例を広め、使っていく上で、大切になるのではないかと考えいるポイントです。

ポイント①　　対話を進める上でのポイント（1/2）

「権利」という言葉のすれ違いが、無用な対立を生んでいないか？

このページのねらい：「子どもに権利を与えるとわがままになる」という声を、立場による言葉のすれ違いとして整理し、無用な対立を生まない伝え方を考えたい。

よく聞く言葉

「子どもに権利を与えると、わがままになる」

「やるべきことをやってから、好きなことをやりなさい」

「義務を果たしてから、権利を主張しなさい」

私たちが伝えたいこと

- 学校も家庭も、他者がいる中で生きている
- **他者の権利も大切にしながら、自分の権利も大切にする**
- 権利は、誰もが持っている「当たり前」のこと。
  「なんでも好きにしていい」ではない
- 何でも思い通りになるわけではない。ただ、意見が通らないときに、その理由をきちんと説明する責任は、大人・学校・行政の側にある
- 他の人の権利とぶつかるとき（周縁的な権利※次のページを参照）は、話し合って調整する
- 子どもたち自身も「何でも自分で決められるわけではない」と学んでいる（例：ゲームを夜9時から3時間やっていいかは、みんなで話し合って決める）

（つづき）「権利」の解像度を上げる

権利には、まん中にある「ぜったいに守られる権利」と、まわりにある「話し合って決める権利」があります。
ここを分けて、小学生にもわかる言葉で伝えることが、普及啓発のカギだと考えています。



まん中の権利 中核的な権利	**だれにも、どんなときでも、侵されてはいけない権利。** 例：たたかれない・いじめられない／命や体、心が守られる／心の中で思うことや信じることは自由
まわりの権利 周縁的な権利	**大切だけど、ほかの人の権利とぶつかることがある権利。ぶつかったら、話し合って決める。** 例：ゲームをする時間／好きな服を着る／友だちと遊ぶ場所
たとえば	好きな歌を歌うことは、誰もが持っている権利（まん中）。でも、家で大きな声で歌うと、テスト勉強中のきょうだいの「学ぶ権利」とぶつかる場合がある。だから、いつ・どこで歌うかを話し合って決める（まわり）。 ※「まわり」だから大切じゃない、ではありません。何が「まん中」に近いかは、人によってちがうこともあります。

問題提起

- 「子どもの権利を大切にする」と聞くと、周縁的な権利も含めて子どもの意見が一方的に通ると誤解されている
- それが、先生を含む大人に浸透しない一つの原因ではないか

→ **「権利」の解像度を高めないと、「子どもが権利を主張するとわがままになる」論は脱却できない**

第2回専門家会議（10/5）で出た意見

・権利で大事なのは、行政や学校など力のある側から押さえつけられないこと。ここを忘れると、「権利どうしがぶつかるから、話し合って調整しよう」という話ばかりになってしまう（糸数氏）
・権利があっても100%通るとは限らない。大人と子どもが対等に話し合えることが大事（寺田氏）
・子どもの思いを反映できないときは、大人は理由をわかりやすく伝えることが大切（林氏）

ポイント②　対話を進める上でのポイント

施策を打つときの考え方（仮説）

このページのねらい：施策を打つときの考え方の土台にしたい仮説です。第2回専門家会議（10/5）でも意見をもらいました。

仮説：子育て支援や子どもの支援は、全員を対象にすることでスティグマが解消されるのでは？

事例：朝食プロジェクト

- アウトリーチで出た話題：学校で地域の人たちが子どもたちに朝食を提供している事例がある
- 「支援が必要ではない子も食べに来て、収拾がつかなくなるのでは」という声があった
- 空腹を満たす観点だけなら「あの子は必要ない」となる
- でも長期的には、いろいろな子が大人とつながるメリットがある
- 「家で食事がとれない子だけ」と限定すると、「あそこに行くのは家庭が厳しい子」というレッテルが貼られ、子どもが行きづらくなる

起きている悪循環

子どもの支援をしよう！

↓

対象を「該当した子・貧しい子」に絞る

↓

親がためらい、子どもも行きづらくなる

↓

本来救いたい子に届かない

専門家会議（10/5）で出た意見

- 支援がいらない人はいない。「全員か一部か」より、支援の濃淡の問題では（寺田氏）
- 「みんなで助けよう」は、知られたくない人には監視にもなる。社会全体で支えるとは、専門機関につながれる制度が整っていること（糸数氏）
- 誰が、どこを担うのかを整理する（糸数氏）

→「全員対象」と「濃淡をつけた支援」の両方の考え方から検討します

04 これから

これから

これからの道のり

STEP1・2で「知る」「見つける」を進めてきました。11月からは、みんなの声を条文の言葉にしていきます。



これから

今後の進め方と、意見の届け方

11月以降、出てきた権利を整理し、相談の仕組みを具体化して、12月に素案をお見せする予定です。
市民会議の委員でなくても、どなたでもご意見をお寄せいただけます。

11/7	市民会議（こども・おとな合同）
11/22・12/6	条例の叩き台を議論
12/20	シンポジウム（マティダ市民劇場）で素案をお披露目
12〜1月	パブリックコメント、オープンハウス型意見交換会

シンポジウムの前と後で、声の集め方を変えます

前：素案づくりに向けた声を、ブログ内の意見フォームで受け付け

後：できた素案への声を、パブリックコメント専用フォームとアンケート用紙で受け付け

声を届ける入り口と、3つの受け皿

シンポジウム前（〜12月）

入り口
ブログ／市公式LINE／広報みやこじま

→ **受け皿①**
ブログ内の意見フォーム

シンポジウム後（12〜1月）

入り口
市公式LINE／市公式ホームページ／新聞QRコード（予定）

→ **受け皿②**
パブリックコメント専用フォーム

入り口
オープンハウス型意見交換会

→ **受け皿③**
アンケート用紙

これから　シンポジウムのご案内

12/20（日）宮古島市こどもまんなかシンポジウム

市民会議で重ねてきた条例づくりを、市民みんなに開く一日です。条例の素案を、はじめて広くお見せします。

日時	12月20日（日）13:30 開場／14:00 開演〜16:45 終了予定
会場	マティダ市民劇場
入場	無料（子どもも大人も、どなたでも）

当日のプログラム（仮案）

13:30	開場・ロビー参加企画	パネル展示、参加型投票、体験ブース
14:00	オープニング	映像と、なぜ条例をつくるのか
	トークセッション	ゲスト・専門家・子どもが語り合う
	文化プログラム	スペシャルゲストとのコラボも
	市役所説明	条例の素案と、このあとの進め方
	パネルディスカッション	子ども・保護者・学校・専門家・行政
16:30	エンディング	市長メッセージと、参加方法の案内

スペシャルゲスト

peco さん

タレント／モデル

トークセッションに登壇

このあと、ご意見を聞きます

条例の素案を公開し、パブリックコメントで広く意見を募ります。市役所ロビーなどで5日間、直接話せる場（オープンハウス型意見交換会）も設けます。

参考資料（別添）

活動実績の詳細（市民会議・専門家会議・子ども・子育て会議・アウトリーチ・庁内会議）

業務① 市民会議の運営 ― なぜ「知る」から始めたのか

こどもとおとなの委員が対話を重ね、未来への願いや地域課題を整理し、条例素案づくりにつなげる場です。
第1〜3回は、あえて「知る」回として設計しました。

第1〜3回「知る」フェーズのねらい

- 「権利とは？」「基本的人権とは？」―― 用語の共通理解からスタートする
- 議論が表層的にならないよう、「そもそもなぜ条例が必要なのか」から考える
- 知識や基準をそろえることで、安心して「言ってもいい」場をつくる
- 日頃感じていることを言葉にし、ほかの人の経験と比べてみる（相対化する）

→ 「条例があれば、私たちの困りごとが解消できる」という未来を感じるための3回構成



STEP1	STEP2	STEP3〜
知る	見つける	言葉にする
第1〜3回	第4・5回	11/7〜

市民会議 STEP1「知る」（第1〜3回）

小学生から高校生までのこども委員と、保護者・教員・保育士などのおとな委員が一緒に参加しています。

第1回 7/26「これ、なんで？」

ねらい：日常の違和感を出し合い、言葉にする

・なんでやねんすごろくで違和感を出し合う
→「なんでかよ」カードを作成
・基本的人権と子どもの権利の4分類
・講師：山崎新氏

市民の声

「学校などでたまに差別や偏見があるが、他の人の体験談を聞いて、自分の学校だけではないことがわかった。」

第2回 8/9 子どもの権利とは

ねらい：権利とは何かを知り、共通の言葉をもつ

・子どもも主権者、地域の市民
・権利は「当たり前」のこと
・意見を言う権利と聞かれる権利
・講師：林大介氏（オンライン）

市民の声

「子どもは理解が足りないのではなく、経験や語彙がまだ少ないだけ。いろいろな表現の形が必要だと気づいた。」

第3回 8/16 条例の読み方・作り方・使い方

ねらい：困りごとと条文をつなげて読む

・困りごとから条文を探す演習
・抽象的に書くか、具体的に書くか
・人が変わっても残るルール
・講師：鈴木秀洋氏

市民の声

「作るだけじゃなく、いかに使える条例にするかが大事だと分かった。」
「『みんなで作った』という当事者意識が条例を使いこなすことにつながると思った」

市民の声から生まれた「なんでかよ」カード（全70件）

1 大人は夜中までゲームや動画を見ているのに、子どもは土日だけと決められる	2 親はお酒を飲んで夜遅くまで出かけるのに、子どもが7時に帰ったら怒られる	3 スマホやゲームの時間を、話し合いもなく大人だけで決められる
4 「大人はなんでも分かるんだよ」と言われて、話を終わらせられる	5 大人の仕事がうまくいかない日に、機嫌を子どもにぶつけられる	6 「お兄ちゃんだから」「お姉ちゃんだから」という理由だけで我慢させられる
7 大人は自分の欲しいものを買うのに、子どもの欲しいものは後回しにされる	8 「勉強しないとゲームはさせない」と交換条件を出される	9 きょうだいや友だちと比べられて「〇〇はこうだった」と言われる

46 「大人は良くて子どもはダメ」というルールが多いのに、理由を言ってくれる大人がほとんどいない	47 マンションの廊下をしゃべりながら歩いているだけで、うるさいと注意される	48 騒音の苦情が出たという理由で、子どもが公園を使わせてもらえなくなる
49 タクシーの運転手が窓からゴミをポイ捨てしても、誰にも注意されない	50 宮古島には、雨の日にお金をかけずに過ごせる場所がない	51 お泊まり会が「何か問題が起きるかもしれない」という理由で、学校から一律禁止される
52 値上がりはすぐするのに、値下げはあまりしない	53 保育園で診断がついたとたん、マスクができないという理由で通っていた学年から外された	54 お祝いの席で、女性ばかりが準備や片付けをして、男性は座っている

「なんでかよ」カードの一覧は、いつでも見られます

市民会議で集まった70枚のカードを、ウェブページで公開しています。どんな「なんで？」があるか、ぜひのぞいてみてください。

スマートフォンで読みとる

なんでかよカード一覧

URL：（URLを入れる）

・こども委員とおとな委員が出した、日常の「これ、なんで？」
・家庭、学校や部活、地域など、いろいろな場面の困りごと
・スマートフォンでも見られます

見てみてください

「わかる！」「うちもそう」と思うカードはありますか？　あなたの「なんで？」も、条例づくりの大切な材料です。

市民会議 STEP2「見つける」①（第4回 9/13）

この回の位置づけ：「使える条例」とは何か？を、実際にある条例を使いながら検証する回。
宮古島でも使えそうなこと、宮古島ならもっと工夫したいことを出していきました。

こども回

【目的】

- 「なんでかよ」を実際の条例（世田谷区・泉南市・沖縄県）に当てはめ、使えるかを試す

【やったこと】

- どの権利・条文に当たるかを確かめる
- 困ったときの相談先が書いてあるかを確かめる

【見えてきたこと】

- 困りごとを当てはめやすい条例は、使いやすい

→ 3つの条例の比較は次のページ

おとな回

【目的】

- おとなの実情を踏まえる。「なぜ、そうなってしまうのか？」を構造的に考えるスタートラインに立つ

やったこと：子どもの「なんでかよ」を4ステップで考える

大人側の理由 → 背景にある当たり前 → 本当はどうしたいか → 変えるべき事情

見えてきた論点：子どもの権利と大人の権利がぶつかる

- 例：教員の働き方改革を進めると、子どもと関わる時間が減る。先生が不在で進路相談ができない
- 「先生を大切にすると、子どもが大変」という現状がある

第4回で見えてきた「使いやすさ」―― 3つの条例を比べて

実際の条例を読み比べ、P6の「使える条例」の軸に当てはめて、使いやすさのポイントを整理しました。

① 結びつく｜泉南市 前文

日本語がやさしく、子どもの気持ちに寄り添う表現がいい

私たちは　泉南の子どもです。
私たちは、子どもの平和のために３日間かけて話し合いました。
私たちは、泉南の自然が多くて、元気なところが、好きです。
そんなまちが好きだからこそ、私たち子どものことを大切にしてください。

おかあさんやおとうさん、おうちのひとへ
家庭の中で暴力（DV）や虐待はないですか？
おとなの都合や事情で私たち子どもを巻き込む前に
私たち子どもの気持ちを理解してください。
私たち子どもの心や身体を傷つけないでください。
私たちもがんばりますから、自分で選んで、自分のペースですごさせてください。
どんな苦労があろうとも、笑顔がある家庭を子どもといっしょに、つくってください。

学校の先生へ
学びやすく、ひとりひとりの意見を大切にする、居心地のよい学校にしてください。
いじめのことを相談できる先生や場所を増やしてください。

① 結びつく｜世田谷区 小タイトル

小タイトルが具体的だと、条文を探しやすい

（いじめや差別の予防など）
第18条　誰であっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。
2　区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広まるための普及啓発を推進し、未然防止や早期発見に努めていくとともに、いじめや差別があったときに、速やかに解決するため、保護者や学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みを作るよう努めていきます。
（貧困などの対策）

② 行動できる｜3つの条例に共通

どの条例も、困ったときの行動まではつながりにくい

- 救済機関は書かれているが、頼る時のハードルが高い
- 条例によっては相談先に誰が所属しているのか、どこまで解決してくれるのかが不明確だと気づいた
- 窓口が身近で、はっきりしていると、もっと使いやすい

※ P6の③「多くの市民が知っていて使える」は、これからの周知活動で取り組んでいきます

市民の声			
	「子どもだけでなく、学校・家庭・保護者の職場まで含めて、温かく子どもを守れる条例にしたい」	「沖縄県の条例は条番号が整理されていて読みやすい。読みやすさを自分たちの条例づくりでも大切にしたい」	「条例の使い方にはいろいろな意見がある。それをもとに考えると、条例がつくりやすくなる」

市民会議 STEP2「見つける」②（第5回 9/20）

条例の構成（章立て）に沿って話し合う形ができてきました。第2章では、子どもたちが守ってほしい権利を50以上書き出し、第4章の相談の仕組みについても議論を始めました。（各章の詳細は、資料後半「03 検討内容」で紹介）

第2章 子どもの権利

- 「なんでかよ」の横に権利名を書き出す
- 10個ほどの想定が、50以上の権利に
- 鈴木氏：「～について説明を受ける」のように具体的に書くと実現しやすい

第3章 具体的な施策

- おとな委員から「学校にこういう仕組みがあるといい」などの案
- 学校・保育所などの役割の定義も出てきた

第4章 相談・救済

- 顔を見ずに相談したい、相談に行ったことを知られたくない
- 島の外の窓口、年の近い相談相手、学校の中の窓口
- 救済機関は子どもと学校の両方の話を聞く

50以上

子どもたちが書き出した「守ってほしい権利」

市民の声

「子どもの時にしかできないことなので、青春を楽しむ権利がほしい」（お泊まり会が禁止されていることを受けて）

「顔を見ると、共感してくれているかわからないときがある。チャットだけでやり取りできるといい」

「学校だと、相談に行ったことがバレるのがいや」

これまでの活動は、ブログで読めます

市民会議の各回の様子や、そこで出てきた声を、ブログで記録しています。資料では伝えきれない、当日の空気も感じてください。

スマートフォンで読みとる

子ども条例づくり ブログ

URL：（URLを入れる）

- 市民会議の各回のようす（写真・話し合ったこと）
- こども委員・おとな委員から出てきた声やカード
- 講師の先生のお話のポイント

ブログから、ご意見も送れます

記事の中の意見フォームから、どなたでも感想やご意見を送れます。市民会議の委員でなくても大丈夫です。

専門家会議 ― 委員と開催予定

5人の専門家から、会議の進め方や条例の中身について助言をもらっています（全4回）。市民会議にも講師として参加いただき、子どもたちと直接対話しています。

氏名	所属	専門領域
鈴木 秀洋 氏	日本大学 危機管理学部 教授・学部次長	行政法、政策法務、インクルージョン、児童福祉（子どもの権利、虐待防止、妊婦支援、社会的養護）、ジェンダー
糸数 温子 氏	琉球大学 こどもまんなかウェルビーイングセンター 特命講師	社会学、貧困対策、政策分析
寺田 明弘 氏	ゆいま〜る法律事務所 弁護士	法律、少年事件、いじめ対策
羽地 知香 氏	沖縄女子短期大学 児童教育学科 講師	保育、発達障害、医療的ケア児
林 大介 氏	東洋大学 福祉社会デザイン学部 准教授	子どもの権利、子ども参画、公共政策学、シティズンシップ教育

開催（全4回）

第1回 6/16（実施済）
市長・教育長が出席し方針を共有

第2回 10/5（実施済）
中間報告の案をもとに、権利の書き方・救済機関などを議論

第3回 12/14（予定）
素案について議論

第4回 2/8（予定）
案に向けて議論

専門家会議 ― 発言ポイント

専門家会議の役割は、市民会議の開催前（進め方への助言）、開催中（論点整理への助言）、開催後（素案への意見）の3段階です。

第1回（6/16）の発言ポイント

- 理念条例では現場も予算も動かない。宮古島ならではの実効性と循環を目指したい（鈴木氏）
- 会議やアンケートに参加しやすい人だけでなく、声を上げにくい子どもや家族の声をどう聞き取るかが大切（糸数氏）
- 子どもを「お客様」ではなく当事者として、宮古島の一員として関われる条例に（林氏）

第2回（10/5）の発言ポイント

- 権利の小タイトルを「～しないで（自由権）」「～して（社会権）」など憲法の権利と結びつけ、どの権利につながるかを見えるようにする（糸数氏・寺田氏）
- 子どもの権利条約の4つの一般原則は、前文ではなく本文にきちんと書く（林氏）
- 思いを反映できないときは、その理由を子どもにわかりやすく伝える、と条文に書いておく（林氏）
- 相談先は「ここ1つ」ではなく、島の外も含めて選択肢を多く用意し、本人が選べるようにする（寺田氏）
- 命や尊厳が深く傷つくケースでは、子どもに寄り添う専門家を必ずつける仕組みを（鈴木氏）

子ども・子育て会議

教育・保育・福祉・地域など、子どもや家庭を支える現場の委員が参加し、条例が現場の施策とつながるかを確かめています（全3回）。

会議の概要

委員：幼稚園・保育・学校・福祉・地域・行政などの代表者（15人）

役割：現場の視点から、条例の実効性を支える

開催（全3回）

- 第1回 7/2（実施済）
- 第2回 12月中旬
- 第3回 2月上旬

第1回（7/2）の発言ポイント

- 子どもが孤立しているとき、親も孤立していることが多い。親への支援が必要な場面が多い
- 困っている親が「助けて」と言える条例になってほしい
- 市役所・教育・親それぞれの役割を示し、定期的に見直しながら宮古島に合う形に

アウトリーチ（出向く意見収集）

市民会議だけでは拾いきれない、多様な子どもや家庭、現場の声を集めるため、学校や支援の現場に出向いてヒアリングしています。

主なアウトリーチ先

- 小中高等学校（保健室・生徒指導・教育相談・管理職・生徒会）、特別支援学校　※一部今後
- 児童養護施設
- 行政機関：児童相談所・警察署・保護観察所・市関係課（保育士・保健師・社会福祉士・公認心理師・SSW等）
- こどもの居場所・支援団体、保育園、放課後等デイサービス
- 子育て支援センター（今後）
- 当事者本人（こども・保護者）、不登校児童生徒（今後）

見えてきた論点・共通課題

- 家庭に課題がある場合が多く、保護者だけに責任を背負わせない視点
- 自尊感情、自己肯定感、愛着形成の土台づくりの重要性
- 経済的困難さ（食事、体験、移動手段）
- 不登校のこどもの居場所と社会とのつながり
- 発達に課題のあるこどもたち
- スマホ利用の影響（生活リズム、規制の困難さなど）
- 性教育関連の相談体制

→ 各論点の中身は次のページ

今後の流れ

① アウトリーチ記録を整理し、論点を抽出

↓

② 市民会議で共有し、権利名や家庭支援の対策を検討

↓

③ 条例案・必要な施策検討へ反映

“声にならない声”を条例づくりに反映

アウトリーチで見えてきた7つの論点

子どもの困りごとの背景には、家庭だけでは抱えきれない課題が重なっていました。学校や支援の現場での聞き取りから見えてきた論点を、7つに整理しています。

① 保護者だけに責任を背負わせない

- 困りごとの背景に、経済・孤立・就労・障害など、家庭だけでは抱えきれない課題が重なる
- 責任を家庭に戻さず、地域・学校・福祉・行政が重なって支える

② 自尊感情・自己肯定感・愛着形成の土台づくり

- 権利を知るだけでなく、「大切にされている」「頼っていい」「気持ちを言っていい」と感じる経験そのものが大切
- その経験が、安心できる人間関係の土台になる

③ 経済的困難さ（食事・体験・移動）

- 食事・学び・部活動・体験・移動・医療など、成長の機会に直接影響する
- 長期休み中の食事への不安。中学校では「朝ごはん活動」も話題に
- 家庭の経済状況で、経験や参加に差が生まれないように

④ 不登校のこどもの居場所と社会とのつながり

- 学校に戻ることだけをゴールにしない
- 行けない時期も、人や社会とつながり、学び、安心して過ごせることが大切
- 中高生が静かに過ごしたり勉強したりできる居場所へのニーズ

⑤ 発達に課題のあるこどもたち

- 大人が先に「できない」と決めつけると、経験や成長の機会が狭まる
- 子どもを「課題」と見ず、その子に合った環境・支援があるかを問う

⑥ スマホ利用の影響

- 長時間利用で生活リズムが崩れ、家族の会話が減る心配
- 一方で、スマホがないと友人関係や部活動の連絡から孤立することも
- 一定のルールや規制も含め、子どもの生活・安全・人間関係・参加の権利とのバランスで考える

⑦ 性教育関連の相談体制

- 妊娠や性的な行動など、本人が相談しづらい問題がある
- 学校や支援者も「どう対応し、どこに相談するか」に迷う
- 支える大人も、専門性のある人に気軽に相談できる体制を

条例づくりへのつながり

これらの論点を、市民会議での権利名づくりや、第3章「具体的な施策」・第4章「相談・支援体制」の検討につなげていきます。

庁内会議

条例は書いただけでは動きません。学校や福祉など、実際に動く部署と一緒につくり、合意していくことが大切です。
市長・副市長・教育長・全部局長による政策推進本部のもとで、関係課が連携して検討しています。

政策推進本部	市長・副市長・教育長・全部局長
作業部会	関係課長（23課・24人）
担当者連携会議	**関係課のコアメンバー** 保育士・保健師・社会福祉士・公認心理師など、専門職が多く参加 **所属部署** 子育て支援課、こども未来課、家庭保健課、障がい福祉課、生活福祉課、学校教育課、生涯学習振興課

担当者連携会議の主な取り組み

- 庁内ヒアリング：庁内で課題を洗い出し
- アウトリーチ：支援対象者からの聞き取り・アウトリーチ方法の検討
- 市民会議にオブザーバー参加
- 次年度以降の具体的施策・連携方策を検討